

地域の農地・農業を守るため

地域計画

 を作りましょう

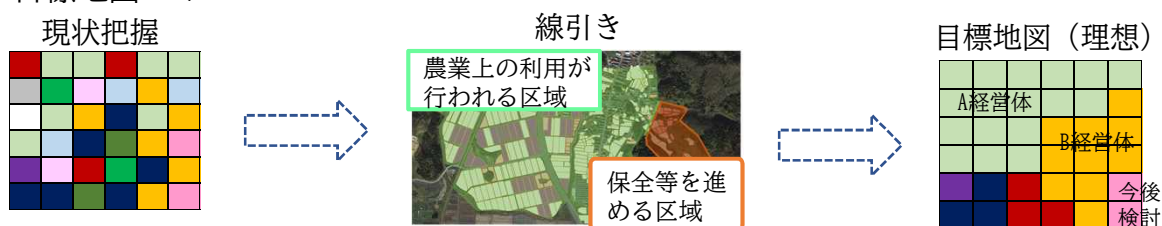
■ 「地域計画」とは？

これまで地域の中心的な役割を果たすことが見込まれる担い手や地域の農業のあり方などを明確化した「人・農地プラン」を作成し、農地の集積などを進めてきました。しかし、全国的な高齢化や人口減少により、農業者の減少や農地の耕作放棄等が懸念されていることから、法改正により、目指すべき将来の農地利用の姿をより具体的に明確化した「地域計画」を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに作るが必要となりました。地域計画では農作業のコスト削減など具体的な目標を明確化し、また集約化等を進めるための目標地図を併せて作成することになっています。

地域の農地を守るため、担い手の確保や効率的な農地利用などについて地域の関係者が話し合い、取り組みを進めていくことが必要です。



<目標地図のイメージ>



■ 「地域計画」策定にあたって

● 良い点

- ・ 10年後の地域内の農地を「誰が耕作するのか」の見通しをつけることができる
- ・ 今後、農業していく人が耕作しやすい農業に変えていくことができる
- ・ 担い手が国の補助金や支援を受けやすくなる

● 注意点

- ・ 地域計画が優先されるため、計画と異なる内容の農地法3条・4条・5条、農振除外等の手続きを行う場合は、事前に目標地図を含めた「地域計画」の変更及び公告が必要となります。
- ・ 地域計画策定後は、農地の賃借については「利用権設定等促進事業※1」が利用出来なくなり、農地中間管理事業（農地中間管理機構（ふくい農林水産支援センター）による権利設定（原則賃借期間が10年間以上）に統合されます※2。もしくは農地法の3条での賃借権での設定ができます。

※1 個人間で直接農地を貸し借りする制度

※2 令和7年4月以降は、すべての地域で相対による利用権設定は出来なくなります。

■人・農地プランと地域計画の主な違い

事項	人・農地プラン	地域計画
内容	●現況地図	●現況地図
	●地域農業の将来の在り方 ・中心経営体への農地集積の方針 ・農地集積方針の実現のために必要な取り組み方針	●農業上の利用が行われる区域の設定 ・持続可能な農業を展開していく地域と、それ以外の地域の区域設定
	●地域農業の将来の在り方 ・農地の集積と集約の目標 ・農地の効率的かつ総合的な利用方針 ・目標達成のために必要な措置 ・目標地図に位置付ける者	●地域農業の将来の在り方 ・農地の集積と集約の目標 ・農地の効率的かつ総合的な利用方針 ・目標達成のために必要な措置 ・目標地図に位置付ける者
農地を担う者	主に次の農業者を「中心経営体」として位置付けし、人・農地プランに記載しました。 ① 認定農業者（個人・法人） ② 認定新規就農者 ③ 集落営農組織 ④ ①～③に該当しない大規模農家（基本構想水準到達者） 等	左記の①～④の農業者だけではなく、今後10年にわたり、農業を営むことが見込まれる。⑤～⑦の方も地域計画と目標地図に記載します。 ⑤ 地域で農業を営む方（兼業農家を含む地域の農業者、他の地域にお住まいで、地域内で農業を営む方） ⑥ これから地域で農業を始める方 ⑦ 民間の農作業の請負業者 等

■地域計画と連携する各種補助事業等一覧（一部抜粋）

事業名	
1	農地利用効率化等支援交付金
2	担い手確保・経営強化支援事業
3	経営継承・発展等支援事業
4	集落営農活性化プロジェクト促進事業
5	農業経営基盤強化準備金制度
6	機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金 農地中間管理機構事業のうち農地売買等支援事業
7	スーパーL資金金利負担軽減措置 農業近代化資金金利負担軽減措置
8	新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業 新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業
9	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
10	農地耕作条件改善事業のうち高収益作物転換型、地域内農地集積型、スマート農業導入推進型、水田貯留機能向上型、土地利用調整型
11	鳥獣被害防止総合対策交付金